

令和2年8月17日

各障害者支援施設長様  
各障害福祉サービス事業所管理者様  
各地域活動支援事業所管理者様

名古屋市健康福祉局  
障害福祉部障害者支援課長

### 食中毒警報について

標記の件について、別添のとおり発令され、その要旨は下記の通りですので周知致します。貴施設・事業所における食品衛生につき、より一層ご注意くださいようお願いします。

#### 記

| 発令日時            |   | 令和2年8月17日（月曜日） 午前11時00分                                                                                                                                   |
|-----------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適用条件            | ○ | 第1項 気温30℃以上が10時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき                                                                                                                     |
|                 |   | 第2項 湿度90%以上が24時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき                                                                                                                     |
|                 | ○ | 第3項 24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上のとき、又はそれが予想されるとき                                                                                                           |
|                 |   | 第4項 次の3つの条件が同時に発生したとき、又はそれが予測されるとき<br>(1) 気温が28℃以上となり、かつ、6時間以上継続するとき<br>(2) 湿度が80%以上となり、かつ、相当時間継続するとき<br>(3) 48時間以内に気温が上昇して、最高と最低の差が7℃以上となり、かつ、相当時間継続するとき |
| 保健所長が特に必要と認めた場合 |   |                                                                                                                                                           |

※ この警報は発令時から48時間継続し、その後は自動的に解除されます。

### 食中毒警報が発令されたら

次の点に注意して、食中毒の発生を防止しましょう。

- 1 調理したものは長時間放置しないで、なるべく早く食べましょう。
- 2 なま物はできるだけ避け、十分に加熱してから食べましょう。
- 3 調理の前には石けん等でよく手を洗いましょう。
- 4 冷蔵庫の温度は10℃以下になるよう気をつけましょう。
- 5 冷蔵庫に食品を詰め過ぎないようにしましょう。
- 6 新鮮な材料を使用するようにしましょう。
- 7 食器、マナ板、包丁、ふきん等は十分に洗浄、消毒しましょう。
- 8 調理場は常に清潔に保ちハエ、ゴキブリ、ねずみ等の駆除に努めましょう。
- 9 暴飲暴食を慎み、健康に注意して十分に休養を取るようにしましょう。

(連絡先 電話 052-972-3967 FAX 052-972-4149 指定指導係)